

小平市廃棄物減量等推進審議会における第12期第7回までの 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行についての意見と市方針（案）

●有料化、戸別収集への移行時期について

- ・「戸別収集を先行した方がよい」という意見よりも、「同時に実施した方がよい」という意見の方が多数である。

⇒平成31年4月の3市共同資源物中間処理施設の稼働に合わせて、家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行を同時に行う。

●手数料額について

- ・1世帯あたりの平均負担額については、市民アンケートの結果や他市の状況などを踏まえ、過度な負担感はなく、減量への意識も高まるものと考えられるため、月額500円程度が妥当である。
- ・プラスチック容器については、排出抑制及び分別の徹底を図れるよう、可燃ごみ及び不燃ごみの半額程度での有料化が妥当である。

⇒1世帯あたりの平均負担額が月額500円に収まる範囲内で、最大限のごみ減量や分別の徹底といった効果を得られるよう、可燃ごみ及び不燃ごみを1リットルあたり2円、プラスチック容器を1リットルあたり1円、その他の資源物は有料化の対象から除外する。

●有料化の対象から除外するものについて

- ・有料化の対象となる可燃ごみのうち、①紙おむつ、②落ち葉・枝木、③ボランティア活動により発生したごみの3品目については、除外することが妥当である。

⇒上記の3品目は有料化の対象から除外する。

●手数料減免の対象について

- ・多摩地域の多くの有料化実施市において、対象としている下記の種別について、小平市でも対象とすることが、概ね妥当である。
- ・ただし、①及び⑨は1名、⑩は4名が妥当ではないとしている。
 - ①生活保護受給世帯、②中国残留邦人等支給受給世帯、③児童扶養手当受給世帯（20歳まで）
 - ④特別児童扶養手当受給世帯、⑤遺族基礎年金受給者
 - ⑥身体障害者手帳交付者（1級または2級）かつ18歳以上は住民税非課税の方
 - ⑦愛の手帳交付者（1度または2度）かつ18歳以上は住民税非課税の方
 - ⑧精神障害者保健福祉手帳交付者（1級）かつ18歳以上は住民税非課税の方
 - ⑨老齢福祉年金受給かつ住民税非課税世帯、⑩75歳以上の者のみかつ住民税非課税世帯
 - ⑪天災又は火災等の被害を受けた世帯、⑫特別の理由により市長が認めた世帯

⇒多くの有料化実施市において減免の対象としているものは、概ね減免の対象とする。

ただし、⑩については、審議会において一定の反対意見があること、また、実施市にヒアリングしたが、対象とすることへの明確な根拠は確認できなかったことから、対象から除外する。また、⑨については、これまで市内に対象者が居住していたが、改めて確認したところ、現時点では市内に対象者が居住していないことがわかったため、対象から除外する。